

「キャリアアップ助成金」が使いやすくなりました！

各コースで助成金の金額が拡充されるなど、12月以降変更があります



「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等した場合に助成

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正社員化すると、助成金額が加算されます。令和4年12月2日以降に正社員化した場合は、以下の拡充の対象となります。

①助成金の金額（1人当たり）の拡充



人への投資！

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」のうち一部訓練（自発的職業能力開発訓練、定額制訓練）の加算額を9万5,000円から11万円に引き上げます。

	基本助成額	訓練加算額 (自発的・定額制訓練の場合)	合計 (自発的・定額制訓練の場合)
中小企業	57万円	9万5,000円 (11万円)	66万5,000円 (68万円)
大企業	42万7,500円		52万2,500円 (53万7,500円)

※有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は、上記の半額。

②加算の対象となる訓練の拡充

人材開発支援助成金のうち、以下の訓練コースが加算の対象となります。

- **事業展開等リスキング支援コース** 新設
- 特別育成訓練コース
- 人への投資促進コース
- 特定訓練コース



※令和4年12月2日以降、人材開発支援助成金も改正しています。詳しくはこちら：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



2.賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成

助成金の金額（1人あたり）の拡充

支給要件を見直す（2%以上→3%以上）とともに、5%以上の賃金引上げを行う場合の助成額を大幅に拡充します。見直しに伴い、「生産性要件」を満たした場合の助成額の増額は廃止します。

改正前

賃金引上率	対象人数	2%以上 3%未満	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	1～5人	32,000円	46,250円	55,750円
	6人以上	28,500円	42,750円	52,250円
大企業	1～5人	21,000円		
	6人以上	19,000円		

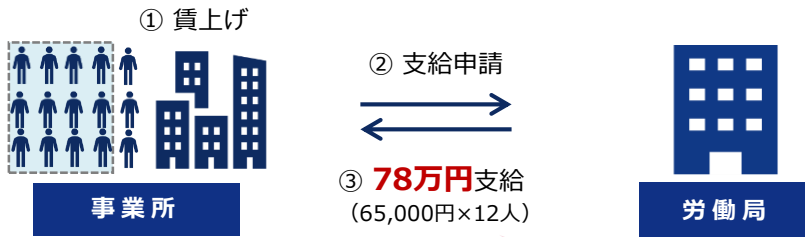
改正後

賃金引上率	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	50,000円	65,000円
大企業	33,000円	43,000円

例：中小企業の非正規雇用労働者のうち、パートタイマー12人※の基本給を5%以上賃上げした場合

※一部の方の賃上げの場合、雇用形態別や職種別等の合理的な区分であることが必要です。

※また、賃金規定等を増額改定した日以降の6か月間、当該対象適用事業所において雇用保険被保険者である必要があります。



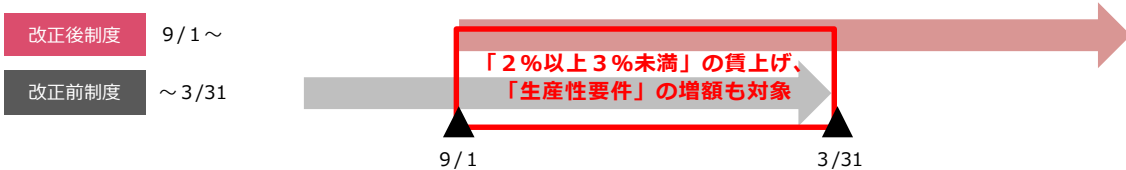
改正前の62.7万円 (52,250円×12人)
より**15.3万円増額**

申請上限の緩和

1事業所あたり1年度1回の申請制限を撤廃します。1年度1事業所あたり**100人**までは複数回の申請ができます。

留意事項

- 改正後の制度は**令和4年9月1日以降**の賃金規定等の増額改定に適用します。
- 令和4年9月1日から令和5年3月31日までの間に賃金規定等を増額改定した場合は、改正前の制度による申請も可能です。（その場合、申請様式は改正前の様式を使用してください。ただし、改正前の制度による申請は1年度1回限りです。）



- 事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。なお、「賃金規定等改定コース」については、令和4年9月1日から令和4年12月2日の間に賃金規定等の3%以上の増額改定を行った場合に限り、キャリアアップ計画の提出を**支給申請日まで**受け付けます。
- 詳細は厚生労働省ウェブサイト等もご確認ください。
キャリアアップ助成金（厚生労働省ウェブサイト）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員化しませんか？

さらに「人材開発支援助成金」の併用で金額が加算されます

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

なお、令和4年12月2日以降、加算の対象となる訓練のコースや加算額の一部が拡充します！

■ 助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	転換前の雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
	中小企業		57万円
大企業		42万7,500円	21万3,750円

- ・ 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人です。
- ・ 措置によっては加算が受けられる場合があります。

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。



年間10万人以上が正社員化！

① キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

② 制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③ 正社員化

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より**3%以上増額**させていること。

金額の加算措置については裏面へ

「人材開発支援助成金」も一緒に活用すると 正社員化コースの助成金額が加算されます

人への
投資！



人材開発支援助成金について

■ 人材開発支援助成金とは？

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を行った場合に、受講料などの訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

■ 助成金額加算の条件

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正規雇用労働者に転換すると助成金額が加算されます。対象の訓練コースは以下のとおりです。

- 「特別育成訓練コース」
- 「特定訓練コース」 (うちITSSレベル2訓練)
- 「人への投資促進コース」
- 「事業展開等リスキリング支援コース」 ※令和4年12月新設

拡充



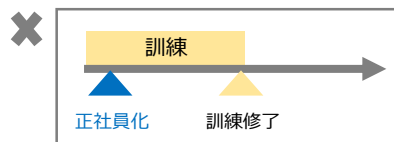
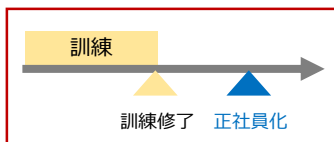
■ 「正社員化コース」助成額 (1人当たり)

金額	基本助成額	訓練加算額 (自発的・定額制訓練の場合)	合計 (自発的・定額制訓練の場合)
企業規模			
中小企業	57万円	9万5,000円 (11万円)	66万5,000円 (68万円)
大企業	42万7,500円		52万2,500円 (53万7,500円)

※有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。

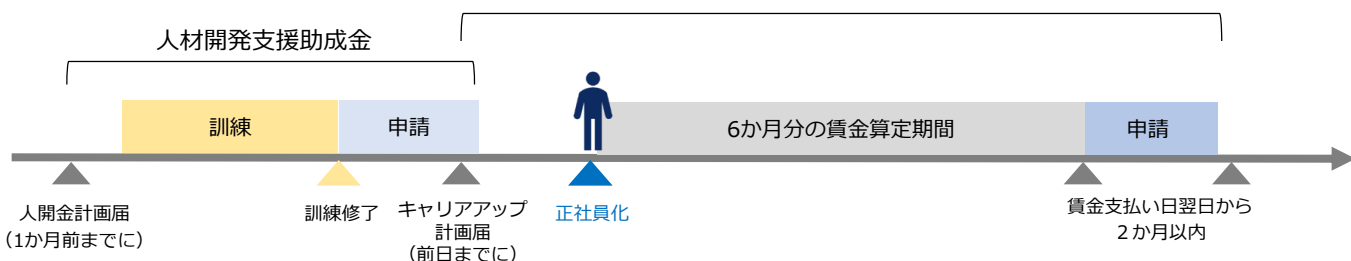
■ 訓練加算

人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合は、訓練加算額を助成します。訓練途中の正社員化は訓練加算の対象外です。



■ 申請の流れ ※令和5年度に申請手続き簡素化予定

キャリアアップ助成金



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか？

■ キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは？

有期雇用労働者等※¹の基本給を定める賃金規定等※²を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

※¹ いわゆる「非正規雇用労働者（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む）」が対象となります。事業所のすべての対象労働者でなくとも、雇用形態別や職種別の区分に基づき、一部の労働者を対象として改定、昇給させた場合も、助成対象となります。

※² 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。



キャリアアップ助成金
について
(厚生労働省ウェブサイト)

なお、令和4年9月1日以降に、5%以上の賃金引き上げを行う場合の助成額を大幅に拡充します！

■ 助成金の金額（令和4年9月1日以降に増額改定を行った場合の助成額）

「賃金規定等改定コース」の一人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引上げ率	3%以上5%未満	5%以上
	中小企業		5万円
大企業		3万3,000円	4万3,000円



- ・ 1事業所当たり1年度1回の申請制限を撤廃します。また、1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・ 職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。



非正規雇用の
従業員の賃金
アップに！



① キャリアアップ計画

賃金規定等を増額改定する前日までに「**キャリアアップ計画**※」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※ 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

② 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を**賃金規定等に定めている**こと。

③ 賃金アップ（②の改定）

②の**賃金規定等を3%以上増額改定**し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

受給条件の詳細等については裏面へ

キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」 の助成を受けるためには？



賃金規定等とは？

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。

■ 就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
■ 賃金規定	例：第〇条（賃金）賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給）基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
■ 賃金一覧表	例：【等級別】 1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】 〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円 など

【賃金規定等を新たに作成した場合】

過去3か月の賃金支払い実態からみて、3%以上増額していることが確認できた場合は助成対象となります。

増額改定～申請の流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

- ① 有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

- ② 金額の多寡の順に一覧表を作成

- ③ すべて*の等級の金額を**3%以上**増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

※ 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も、原則として増額している必要があります。

<賃金一覧表（時給換算の場合）>

等級	改定前時給	改定後時給
1	950円	980円
2	970円	1,000円
...
10	1,200円	1,240円

3%以上UP!

従前の支給要件に基づく支給申請について（経過措置）

- 令和5年3月31日までの間に、**2%以上3%未満**の増額改定を行った場合や**生産性要件**を達成し助成額の加算を受ける場合は、**従前の支給要件***に基づいて支給申請することも**可能**です。

※従前の支給要件に基づく支給申請は、1事業所当たり1回までとなります。

- 申請にあたってはキャリアアップ計画を事前に提出する必要がありますが、令和4年9月1日から令和4年12月2日の間に賃金規定等の3%以上の増額改定を行った場合に限り、支給申請日までにキャリアアップ計画の届出を行うことで、特例として「賃金規定等改定コース（新要件）」での支給申請として受け付けます。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。